

# 「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係る デジタル広告配信等業務 仕様書

## 1 業務名称

「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」利用促進に係るデジタル広告配信等業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務目的・背景等

アフターコロナにおける観光利用の増加により、観光シーズンにおいては、京都駅から東山方面の観光地に向かう市バスの一部路線、時間帯において混雑が生じており、市民にスムーズに御乗車いただけない状況が生じている。

京都市交通局（以下「発注者」という。）では、この状況を踏まえ、市民利用と観光利用の棲み分けを図るため、令和6年6月から、観光地最寄りの停留所へダイレクトにアクセスできる「観光特急バス」を運行し、観光客にスムーズな移動を提供するとともに、市民が利用する路線の混雑緩和に取り組んでいる。「観光特急バス」の運行開始前と比較すると、市民が利用する路線では車内の混雑緩和が一定図られてはいるものの、一層の混雑緩和を図るためには、「観光特急バス」について、旅マエ・旅ナカの様々な場面における多様な媒体・ルートを通じた積極的な情報発信を推し進める必要がある。

これを踏まえ、本業務では、観光客の「観光特急バス」の認知度を向上させることで行動変容を促し、更なる利用に繋げること、「地下鉄・バス1日券」の販売強化による地下鉄への利用を誘導することを目的として、秋の観光シーズンに京都駅から東山方面へ向かう国内外の観光客を主なターゲットに、客観的データに基づき、「旅マエ（旅行計画段階）」と「旅ナカ（京都への移動・到着時）」の各フェーズにおいて最適なデジタル広告を効果的に配信することを委託するものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

※ ただし、本業務の主たる目的であるデジタル広告の配信は、秋の観光シーズン（5(5)イに定める重点実施期間）中に完了させること。

## 4 委託金額の上限

金11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務に必要なデータ制作、業務遂行上必要となる調整及び手続き、経費負担等を含むものとする。

※ この金額を超える提案は無効とする。

## 5 業務内容

受注者は、委託金額の上限の範囲内で、以下の(1)~(4)について、本業務の目的達成に最も有効な企画を立案し、(5)のスケジュールのとおり実施すること。

### (1) データに基づくターゲットの選定（ターゲティング戦略）

秋の観光シーズンに京都駅から東山方面へ向かうインバウンド及び国内観光客のうち、本業務の目的に合致する最適なターゲット（国籍、属性等）を選定すること。

なお、選定に当たっては、客観的データ（位置情報、検索行動、宿泊予約データ等のトラベルデータ等）に基づき、選定根拠を明確に示すこと。

### (2) フェーズ毎のメディアプランと広告配信

「旅マエ（旅行計画段階）」と「旅ナカ（京都への移動・到着時）」の各フェーズにおいて、ターゲットの行動導線に基づいたメディアプラン（各種SNS、乗換案内アプリ、位置情報連動広告、ディスプレイ広告等）と、広告配信予算の最適な配分を企画すること。

### (3) クリエイティブの制作

「観光特急バス」及び「地下鉄・バス1日券」の利便性やユーザーにとってのメリット（観光地へのダイレクトアクセス等）が直感的に伝わり、利用に繋がるクリエイティブ（動画・静止画・広告コピー等）を制作すること。

なお、制作に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 単一のクリエイティブに留まらず、提案する各メディアやターゲットの視聴環境に最適化したフォーマット（縦型・横型、アスペクト比の違い等）を制作し、媒体の特性に応じて効果的に使い分けること。

イ 広告コピーの制作に当たっては、公共交通機関としての特性（道路渋滞による遅延や混雑リスク等）を十分に考慮し、利用者の誤解を招く断定的な表現（「必ず座れる」「絶対早い」等）を避けつつ、ターゲットの行動変容を強く促す魅力的な表現とすること。

ウ インバウンドをターゲットとする場合は、適切な言語対応（言語の選定理由も含む）を行うこと。

エ 広告の遷移先（LP）は、発注者の[公式WEBページのほか](#)、受注者が制作・運営する独自のWEBメディア等も可とする。

オ 受注者の責任の下、クリエイティブの品質管理及び各種法令・著作権等の権利処理を行うこと。

### (4) KPI（成果指標）及び目標数値の設定と効果測定

ア 本業務の目的の達成度を測るため、ファネル（認知～関心）の段階に応じた具体的なKPI及び目標数値を設定すること。

イ 発注者の公式WEBページを遷移先とする場合、当該ページへの受注者による計測タグの設置は不可（媒体側でのクリック計測等のみ可能）であることを前提とし、動画視聴完了率やクリック率（CTR）等の指標を適切に組み合わせ、本業務の効果を論理的に検証できる指標を提案すること。

ウ 受注者独自のWEBメディア等を遷移先とする場合、当該ページ内でのユーザーの具体

的な行動（経路検索ボタンのタップ数、ページ読了率等）を計測し、より深く「乗車意向（行動変容）」を測るための指標を提案すること。（※詳細な効果測定が可能な提案は評価において考慮する。）

オ 設定したK P Iに基づき効果を測定・分析・評価し、次年度以降の施策展開に向けたファインディングス（発見・示唆・改善点）をまとめた完了報告書を提出すること。

## (5) 実施スケジュール

- ア 【準備期間】 契約締結日～令和8年9月中旬  
キックオフミーティング、ターゲットの選定、メディアプランの確定、クリエイティブの制作及び発注者による承認、各媒体への配信設定
- イ 【重点実施期間】 9月下旬～12月下旬（秋の観光シーズン）  
デジタル広告の配信、運用実績報告書の提出
- ウ 【分析・報告期間】 令和9年1月上旬～2月26日  
広告配信結果のデータ集計、完了報告書の提出

## 6 成果物

受注者は、本業務の実施に当たり、以下の成果物を作成し、発注者の指定する期日までに納品すること。納品形態については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

### (1) 事業実施計画書（メディアプラン等）

- ア 内容  
配信開始前に、客観的データに基づき選定したターゲット設定、フェーズ毎のメディアプラン（媒体選定・予算配分）、K P I 及び目標数値をまとめた計画書
- イ 納品時期  
広告配信開始前（令和8年9月中旬頃を想定）

### (2) クリエイティブデータ一式

- ア 内容  
本業務で制作した全てのクリエイティブ（動画、静止画、広告コピー等）について、発注者が事後に二次利用できるよう、完成データ（MP 4、J P G等）に加え、可能な限り編集可能な元データ（A I、P S D等）を含めること。
- イ 納品時期  
各クリエイティブの完成時又は発注者の求める時期

### (3) 運用実績報告書（月次報告）

- ア 内容  
重点実施期間中の各媒体における広告配信実績（インプレッション数、クリック数、動画視聴完了率、費用消化状況等の速報値）をまとめた報告書

イ 納品時期

広告配信期間中の毎月（月末締め、翌月10日（土休日の場合は翌営業日）提出）

(4) 完了報告書（最終実績・分析結果）

ア 内容

本業務全体の成果を総括した詳細な報告書。ただし、単なる数値の羅列ではなく、設定したKPIの達成状況、ターゲット別・媒体別の効果比較分析、及び次年度以降の施策展開に向けた具体的なファインディングスを論理的にまとめること。

イ 納品時期

令和9年2月26日（金）

## 7 その他事項

(1) 契約条件の変更等

契約期間中において、業務内容、委託金額、その他の契約条件を変更する必要がある場合は、原則として発注者と受注者双方の書面による合意をもって変更するものとする。

(2) 著作権等

ア 受注者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権を無償で譲渡するものとする。

イ 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、受注者の責任と費用負担において、必要な権利処理（利用許諾契約の締結、ライセンス料の支払い等）を行うものとする。受注者は、当該権利処理が完了していることを発注者に保証し、万一、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、受注者の責任と費用においてこれを解決するものとする。

(3) 再委託の禁止等

ア 業務の一括再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規程第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。

イ 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。

ウ 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

(4) 遵守事項

ア 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連

法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。

イ 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。

ウ 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

エ 本仕様書に定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。